

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(国土交通省)

制度名	消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策	
税目	—	
要望の内容	<p>消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置（国税・地方税）及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</p> <p style="text-align: right;">—</p>	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 住宅の取得については、取引価格が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅は国民生活の基礎となるものであるとともに、多くの国民にとって一生に一度の大きな買い物であり、通常数十年など長期にわたって使用される耐久財の最たるものである。 このため、消費税率の引上げに伴い、駆込み需要とその反動等が大きく生じる特徴があり、それにより経済や住宅市場に大きな影響を及ぼすおそれがある。実際に、前回の税率引上げ時（H9）には、新設住宅着工が前年比 18% 減（H8:163 万戸→H9:134 万戸）の落込みがあり、着工戸数は平成 8 年をピークとして、その後縮小傾向が続いているところ。 こうした住宅の特徴を踏まえ、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意においては、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得について、平成 25 年度以降の税制改正及び予算編成の過程で所要の措置について検討を行い、8%と 10%への引き上げ時にそれぞれ十分な対策を実施するとされたところであり、今回、こうした考え方に基づき、税制措置（国税・地方税）及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる必要がある。</p>	

今
回
の
要
望
に
関
連
す
る
事
項

合
理
性

政
策
体
系
に
お
け
る
政
策
目
的
の
位
置
付
け

消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意において、住宅取得に係る措置に関する文言が盛り込まれている。

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。（中略））の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

チ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）（抄）

検討課題に対する法案提出後の対応の方向性

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向性
住宅取得に係る措置	○ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率（国・地方）の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平成 25 年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率（国・地方）の 8%への引上げ時及び 10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施する。
復興に関する方針	○ （略）消費税の税率の引上げに当たっても、住宅を失った被災者の方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体のまちづくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う。中長期的な視野をもって復興に取組むため、福島県等における原子力災害や農産品等に対する風評被害を含め、復旧・復興の状況や被災地の要望も踏まえ、今後とも、必要な税制上その他の支援を実施する。

- 税関係協議結果（平成 24 年 6 月 15 日 民主党・自由民主党・公明党）（抄）
 - ・ 住宅の取得については、第 7 条第 1 号トの規定に沿って、平成 25 年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率（国・地方）の 8%への引上げ時及び 10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	— —
		政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策（地方税）

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—